

サイクリストの受入れ環境の充実に向け、 市内事業者を対象に整備費用等を支援します

オリンピックレガシーである本市サイクルツーリズムの推進を図るため、市内で営業又は活動する事業者がサイクルサポートステーションの整備やサイクリストの立ち寄り機会の創出に資する物品の購入等に要する経費に対し「サイクルツーリズム推進事業補助金」を交付します。

1 補助率等

- | | | | | |
|------------------------|-----|-------|-------|------|
| (1) サイクルサポートステーション整備事業 | 補助率 | 10/10 | 補助上限額 | 6万円 |
| (2) 立ち寄りスポット創出事業 | 補助率 | 3/4 | 補助上限額 | 15万円 |

2 補助対象経費および購入資機材等の例

- サイクルツーリズム環境の向上に資する経費
例) サイクルラック、空気入れ 工具等の購入費用
- サイクリストの疲労回復等をサポートするための経費
例) 給水機、冷蔵庫 休憩用ベンチ等の購入費用
- サイクリストが安心して休憩できるようにするための経費
例) 自転車の屋内持込のためのスロープ整備・防犯に資する資材購入費及び工事費
- サイクリストの来訪を積極的に誘致するための経費
例) 店舗敷地内における駐輪スペースの設置にかかる資材購入費及び工事費
オリジナルノベルティの製作経費など

3 手続の流れ

- ①申請⇒ ②審査⇒ ③交付決定⇒ ④購入・工事等実施⇒ ⑤実績報告・請求⇒ ⑥補助金交付
※申請後の補助金額の増額は不可

4 申請期間

令和6年2月29日(木) まで

※申込順で予算の上限に達し次第受付終了(申込の状況により変更となる場合があります。)

5 申請条件

- ・ 補助事業を実施する、補助金の交付を申請しようとするものの店舗等が相模原市内にあること
- ・ 交付申請書の提出時点において創業していること
- ・ 市税の滞納がないこと
- ・ サイクルサポートステーション又は立ち寄りスポットとしての登録及びサイクルツーリズムの推進に係る情報発信に協力できること 等
(詳細は「相模原市サイクルツーリズム推進事業補助金交付要綱」及び「別紙」をご確認ください。)
- ・ 要綱及び申請様式等は市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankou/1026674/1026704/1026705/1028735.html>)

【問い合わせ】

市長公室 観光・シティプロモーション課
042-769-8236(直通)

申請区分(サイクルサポートステーション整備・立ち寄りスポット創出事業)により、補助金額や取扱いが異なりますので、下記内容を必ずご確認ください。

○申請区分による取扱いの違い

サイクルサポートステーション整備事業

本来の施設設置目的に沿った**利用の有無に関わらず**、サイクリストが走行途中で車両整備、トイレ、水分補給などの**支援を原則無償で受けることができる施設等**

立ち寄りスポット創出事業

サイクリングにおける目的地となり得る施設、食事や水分補給などのために気軽に立ち寄ることができるサイクリストのための休憩施設又はそれに準じる施設

(例)・飲食店が**サイクルサポートステーション整備事業**で、サイクルラックと工具を購入した場合は、サイクリストが**飲食店を利用しない場合でも、サイクリストの求めに応じて工具を貸し出していただくこと**となります。

- ・**立ち寄りスポット創出事業**で工具を購入した場合は、店舗を利用したサイクリストに対してのみ工具を貸し出すサービスとして提供することが可能です。

○サイクルサポートステーション整備事業を活用するメリット

地域貢献・店舗等の認知向上

のぼり旗等のサイクルサポートステーションを示す掲出物を支給するほか、市や相模原市観光協会がサイクルサポートステーションに係る情報発信を行います。

- ・店舗等の認知度向上
- ・サイクリストの選択肢となることによる来訪機会の創出
- ・サイクルエリアとしての地域ブランドの創出や消費機会の向上

施設整備のさらなる充実

サイクルサポートステーション整備事業と立ち寄りスポット整備事業を組み合わせ申請いただくことも可能です。補助上限額は区分ごとの設定となるため、組み合わせることですらなる充実を図ることができます。

(例) サイクルサポートステーション整備事業を活用して工具(2万円)を購入し、立ち寄りスポット整備事業により店内に自転車を持ち込むスペースを設けるための工事及びサイクルラックを購入(25万円)した場合。

[補助額] 合計170,000円

[内訳: 20,000円(2万円の10/10) + 150,000円(補助上限額)]

※上記の場合、店舗の利用に関わらず工具を貸し出していただくこととなります。